

「鉱山保安に関する行政評価・監視」

〈評価・監視結果に基づく通知〉

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政運営全般を対象として、主として合规性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この「行政・評価監視」は、九州管区行政評価局が独自に企画・調査したものです（全国調査ではありません）。

平成15年4月

総務省 九州管区行政評価局

所在地：福岡市博多区博多駅東2-11-1

電話：092-431-7081（代）

FAX：092-431-8592

鉱山保安に関する行政評価・監視結果

総務省 九州管区行政評価局
局長：渡辺 秀一

第1 実施の背景

- 九州における鉱山は、平成13年12月末現在108鉱山
(金属鉱山、非金属鉱山等の「稼行鉱山」55、「休廃止鉱山」53)
- 稼行鉱山は、鉱山保安法(昭和24年法律第70号)等により鉱山労働者に対する危害・鉱害防止等の各種の災害防止措置が必要、休廃止鉱山も危害及び鉱害防止等の措置が必要
- 九州管内の鉱山災害は、平成9年から13年までの5年間に20件(年平均4件)発生、平成9年及び10年に死亡災害が各2件(人)発生
- この行政評価・監視は、鉱山における危害及び鉱害の防止を図る観点から、稼行鉱山における災害防止対策等の実施状況、休廃止鉱山における災害防止対策等の状況、関係行政機関の監督指導等の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

第2 実施時期等

- 1 実施時期：平成14年12月～15年3月
- 2 対象機関：九州鉱山保安監督部、県、市町村、鉱業権者等
- 3 担当部局：九州管区行政評価局第二部

第3 通知年月日等

- 1 調査結果通知年月日：平成15年4月17日(木)
- 2 調査結果通知先：九州鉱山保安監督部

第4 調査結果の概要

別紙のとおり。

【問い合わせ先】
九州管区行政評価局
第二部第2評価監視官(嶋田)
TEL：092-431-7081(代)

調査結果の概要

鉱業権者は、鉱山保安法（昭和24年法律第70号。以下「法」という。）及び鉱山保安規則（平成6年通商産業省令第13号。以下「規則」という。）等により、稼行鉱山における保安体制の整備、危害及び鉱害防止措置を講じることが義務付けられている。一方、休廃止鉱山についても危害及び鉱害防止を図ることが必要。

今回、九州管内の55稼行鉱山（平成13年12月末現在）のうち18稼行鉱山における保安の確保状況、危害及び鉱害防止対策の実施状況、福岡県内12休廃止鉱山のうち9休廃止鉱山の実態を調査した結果、各鉱山とも監督部の監督指導により概ね適切な保安確保に努めているが、次のとおり改善を要する点が一部みられた。

1 稼行鉱山における災害防止対策

(1) 保安管理体制の整備

〔制度の概要〕

- ・ 鉱業権者は、保安統括者及び保安技術管理者、保安係員等の保安技術職員を選任し鉱山の保安管理体制を整備（法第12条の2）、職務台帳を整備（規則第34条第2項）
- ・ 選任された保安係員は、施設の巡視・検査を実施し、保安日誌を記載する義務（規則第17条第1項ほか）

〔調査結果〕

九州管内の18稼行鉱山を抽出調査した結果、次の事例が認められた。

《事例》

① 職務台帳の記載誤り

- i 職務台帳に記載することとされている保安技術職員の種類、兼務欄に記載誤りがあるもの（3鉱山）
- ii 職務台帳に記載している選任年月日に誤りがあるもの等（2鉱山）

② 保安係員が毎日の巡視をしていない、また、保安日誌等の記載が不適切

- i 保安係員が、毎日実施することとされている火薬類取扱所の巡視・検査を実施していないもの等（2鉱山）
- ii 鉱山に出勤していない保安係員が保安日誌に記載・押印したようになり、実際に巡視を行ったか疑問があるもの（6鉱山）、巡視結果の記載内容が不十分等その記載が不適切なもの（9鉱山）

【改善所見の要旨】

鉱山の保安を確保する観点から、保安統括者会議、監督検査等において、① 職務台帳の正確な記載、② 保安係員による巡視の励行及び保安日誌等の適切な記載に努めることについて、鉱業権者に対する指導を徹底すること。

(2) 危害防止対策

〔制度の概要〕

- ・ 鉱業権者は、鉱山で使用する車両系鉱山機械及び自動車に係る危害を防止するために車両番号、制限積載重量、最大積載重量等必要な表示（規則第 433 条）、定期検査等を実施する義務（規則第 437 条、438 条）
- ・ 鉱業権者は、鉱山道路を安全な構造として、必要な箇所に道路標識、さく等の保安設備を設置する必要（規則第 448 条）、九州鉱山保安監督部は、鉱山道路の監督指導基準（平成 12 年同監督部制定）を設けて鉱業権者を指導

〔調査結果〕

九州管内の 18 稼行鉱山を抽出調査した結果、次の事例が認められた。

≪事例≫

① 車両系鉱山機械の管理が不適切

- i 車両系鉱山機械及び自動車に車両番号、制限積載重量又は最大使用荷重の表示を行っていないもの（4 鉱山）、車両番号しか表示していないもの等（5 鉱山）
- ii 管理台帳の車両番号と表示された番号に食い違いがあるもの（1 鉱山）
- iii 定期点検記録簿の点検の日付と管理台帳における点検日の日付が一部異なっているもの（1 鉱山）

② 鉱山道路の構造等が不十分

- i 一部の鉱山道路にガードレール等の必要な転落防止措置を講じておらず、又、土盛りが低く指導基準に適合していないもの（2 鉱山）
- ii 通行車両等の安全と円滑な通行を図るための必要な標識、又はカーブミラー等の保安設備の一部が設置されていない、又は不十分なもの（3 鉱山）

③ 油脂類倉庫等に火気厳禁の警標の表示が不十分（2 鉱山）

【改善所見の要旨】

鉱山労働者の災害を未然に防止する観点から、保安統括者会議、監督検査等において、①車両系鉱山機械及び自動車には、車両番号等の適切な表示を行うこと、②鉱山道路を安全な構造とし、標識等の適切な表示を行うことについて鉱業権者に対する指導を徹底する必要がある。

なお、油脂類倉庫等については火気厳禁の表示を適切に行うよう鉱業権者に注意を喚起することが望ましい。

2 監督検査の適切化

〔制度の概要〕

- ・ 鉱務監督官は、保安の監督上必要があるときは、鉱山及び鉱業の附属施設に立入、保安に関する業務若しくは施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係人に対して質問を実施（法第 35 条）
- ・ 九州鉱山保安監督部は、同規定及び鉱山保安監督規程等に基づき、毎年度鉱山に対する監督検査（総合検査、巡回検査、鉱害検査等）を実施

〔調査結果〕

九州鉱山保安監督部の鉱山に対する平成 13～14 年度の監督検査の実施状況を調査した結果、口頭指示事項の一部で監督部側と鉱山側とで意識に相違があり、このため折角の口頭指示事項が未改善又は長期未改善となっているものがみられた（3 事例）。

【改善所見の要旨】

九州鉱山保安監督部は、鉱山に対する監督検査の実効性等を確保する観点から、指示区分や指示事項の範囲、指示方法について統一的な取扱いを定めるとともに、口頭指示時における鉱山側と指示事項の確認、指示後における改善状況の適切な把握を行うこと。

3 休廃止鉱山における危害及び鉱害防止対策

〔制度の概要〕

- ・ 九州鉱山保安監督部は、休廃止鉱山についても鉱害一般検査等において毎年度水質汚染の状況、たい積場の状況等の実態を把握
- ・ 休廃止鉱山の危害及び鉱害防止については、地方公共団体（鉱業権者が存在している場合は、当該鉱山の鉱業権者）が、補助金制度を利用してたい積場の整形、覆土、植栽、坑廃水の処理及び坑口閉そく等の必要な危害及び鉱害防止工事を実施

〔調査結果〕

福岡県内の 9 休廃止鉱山を調査した結果、危害発生のおそれのある事例がみられた。

《事例》

- ① 山道沿いに陥没穴や、開放されたままの坑口があるが、閉そくされないまま放置され、しかも、立入禁止柵や警標が設置されていないもの（2 箇所）
- ② 山道沿いに開放されたままの立坑があるが、柵囲いを設け立入禁止措置を講じているものの、侵入可能な隙間のある構造となっているもの（1 箇所）、

水平坑入口に侵入防止のための扉を設置しているが、腐食しており補強措置が必要とみられるもの（1箇所）

【改善所見の要旨】

休廃止鉱山における危害の防止を図る観点から、次の措置を講じる必要

- ① 休止鉱山については、鉱業権者に対し適切な改善措置を指示すること。
- ② 廃止鉱山（義務者不存在）に係る陥没穴や開放坑口については、埋戻し、閉そくの危害防止対策が講じられるよう、関係地方公共団体に要請すること。
- ③ 廃止鉱山が所在する地方公共団体に対し、危険箇所を把握した場合は監督部に連絡させる等して、所要の危害防止工事の実施が図られるよう要請すること。

鉱山保安に関する行政評価・監視

〔九州管内の数値〕

1－①	九州管内の鉱山数（稼行鉱山）	-----	1
1－②	九州管内の鉱山数（休廃止鉱山）	-----	2
2	九州管内における稼行鉱山数の推移	-----	3
3	九州管内における鉱山災害の発生状況	-----	4

〔全国数値（参考）〕

①	全国の稼行鉱山数（稼行鉱山）	-----	5
②	鉱山災害の現況（全国）	-----	6

資料 1 - ①

九州管内の鉱山数（稼行鉱山）

県別 鉱業別	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	計
金属鉱山 （鉄、金、銀等）	—	—	—	1	1	—	5	7
非金属鉱山 （けい石等）	13	1	2	1	3	—	1	21
石灰石鉱山 （石灰石等）	10	—	—	6	6	—	1	23
石油鉱山 （可燃性天然ガス）	—	—	—	—	—	4	—	4
合計	23	1	2	8	10	4	7	55

（注） 1 平成 13 年 12 月末現在。

2 平成 14 年版鉱山名簿（九州鉱山保安監督部）に基づき作成。

3 本表には、稼行鉱山数（①常時操業している鉱山及び②季節的操業等により、1 年未満の休業を伴う不定期の操業等を行っている鉱山）を掲上（附属施設を除く）。

資料 1 - ②

九州管内の鉱山数（休廃止鉱山）

県別 鉱業別	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	合計
金属鉱山 （金、銀、銅等）	11 休止1 廃止10	—	3 休止3	—	14 休止2 廃止12	13 廃止13	8 休止4 廃止4	49 休止10 廃止39
非金属鉱山 （けい石等）	—	—	—	—	—	1 休止1	1 廃止1	2 休止1 廃止1
石灰石鉱山 （石灰石）	1 休止1	—	—	—	—	—	1 休止1	2 休止2
石油鉱山	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	12 休止2 廃止10	—	3 休止3	—	14 休止2 廃止12	14 休止1 廃止13	10 休止5 廃止5	53 休止13 廃止40

（注） 1 平成 13 年 12 月末現在。

2 平成 14 年版鉱山名簿（九州鉱山保安監督部）に基づき作成。

3 本表には、休廃止鉱山数（次の①及び②に該当の鉱山）を掲上。

① 休止中の鉱山のうち、鉱山保安監督部長が、鉱害防止の見地から特に定期的に監督する必要があると認めた鉱山

② 鉱業権が消滅している鉱山（廃止鉱山）のうち、鉱山保安監督部長が、鉱害防止の見地から特に定期的に監督する必要があると認めた鉱山

資料 2

九州管内の稼行鉱山数の推移（平成9～13年）

年 鉱種	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13
金属鉱山 (鉄、金、銀等)	7	7	7	7	7 (±0)
非金属鉱山 (けい石等)	26	25	24	23	21 (△5)
石灰石鉱山 (石灰石等)	26	26	25	25	23 (△3)
石油・天然ガス (可燃性天然ガス)	3	3	4	4	4 (+1)
合計	64	63	62	62	55 (△9)

- (注) 1 九州鉱山保安監督部提出資料による。
 2 数値は稼行鉱山数であり、各年末現在。
 3 平成13年欄の()は、平成9年と比較した数値である。
 4 本表には、附属施設(鉱山保安法第2条第2項但し書)を除く。

資料 3

九州管内における鉱山災害の発生状況

年 区分 鉱山別	9		10		11		12		13	
	鉱 山 数	災害発生 件数 (労働者 数)								
金属・非金属	35	2 (663)	34	1 (640)	33	1 (613)	32	0 (591)	30	0 (561)
石灰石	26	5※ (1,616)	26	4※ (1,538)	25	1 (1,488)	25	4 (1,429)	22	2 (1,362)
石油・天然ガス	3	0 (19)	3	0 (21)	4	0 (30)	4	0 (23)	4	0 (24)
合 計	64	7 (2,298)	63	5 (2,199)	62	2 (2,131)	61	4 (2,043)	56	2 (1,947)

(注) 1 九州鉱山保安監督部資料（平成 14 年版鉱山保安監督指導実施要領、鉱山保安監督指導方針、鉱業労働災害防止計画の附属資料）に基づき作成。

2 石灰石鉱山においては、平成 9 年及び 10 年に死亡災害が各 2 件（人）発生している（表中※）。

〔全国数値（参考）〕

資料①

全国の鉱山数（稼行鉱山）

監督部 別 鉱種別	北 海 道	関 東 東 北	関 東 支 部	中 部 近 畿	近 畿 支 部	中 国 四 国	中 国 支 部	九 州	沖 縄	合 計
金属鉱山	2	4	5	4	4	5	1	7	0	32
非金属鉱山 （石灰石・石油 を除く）	1	16	34	80	27	26	9	21	1	215
石灰石鉱山	15	30	45	23	6	42	19	23	99	302
石油鉱山	7	15	43	0	0	0	0	4	0	69
合 計	25	65	127	107	37	73	29	55	100	618

（注）1 九州の数値は、平成14年版鉱山名簿（経済産業省原子力安全・保安院発行、平成13年12月末現在）による。

2 鉱山数は、常時操業している鉱山及び季節的操業をしている鉱山の合計（附属施設を除く。）である。

資料②

鉱山災害の現況（全国）

区分 年	全稼行鉱山数	鉱山労働者数 (人)	災害発生状況（人）		
			坑内災害	坑外災害	合計
平成11年	693	18,944	11	52	63
平成12年	685	18,305	36	34	70
平成13年	675	17,495	45	30	75

- (注) 1 経済産業省原子力安全・保安院「鉱山保安統計年報」による。
 2 全稼行鉱山とは、石炭、亜炭、金属非金属、石灰石、石油の全鉱山をいう。
 3 鉱山（石炭鉱山、亜炭鉱山、金属非金属鉱山、石灰石鉱山及び石油鉱山）別の稼行鉱山数、鉱山労働者数、災害発生状況等は、別紙資料参照。